

令和8年度

## 波崎海洋研究施設観測補助業務

特記仕様書

令和8年2月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、波崎海洋研究施設において当所が実施している観測の補助を行うものである。

## 2. 履行場所

茨城県神栖市須田浜地先 波崎海洋研究施設（別紙 図-1）

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

## 3. 履行期間

契約締結日より令和9年3月31日までとする。

なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は、休日として設定している。

## 4. 業務仕様

### 4-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

### 4-2 計画準備

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 本業務における観測補助は、令和8年4月7日から令和9年3月30日までの間の50日間実施するものとする。

なお、原則として観測補助は、当該期間中において各週に1日ずつの頻度を予定しているが、実施時期の詳細については、天候や海象条件も踏まえつつ、調査職員と事前に協議のうえ、決定するものとする。

### 4-3 観測補助

- (1) 以下の内容について、調査職員の指示のもと、調査職員の観測補助を行う。

- ①波崎海洋研究施設の観測桟橋に沿った断面地形測量（101地点）
- ②観測桟橋上からのブイを用いた流れの観測（流向、流速など30項目）
- ③気象・海象条件の目視観測（天候など15項目）
- ④波崎海洋研究施設周辺の汀線測量（10測線）
- ⑤試料採取作業（海水、底質）
- ⑥写真撮影（海況など）

- ⑦取得したデータの入力
  - ⑧取得した試料の一次処理
  - ⑨波崎海洋研究施設の維持・管理作業（目視点検など）
- (2) 作業手順等の補助内容の詳細については、調査職員と事前に協議のうえ、決定する。  
なお、④の汀線測量については、その他の①から⑨までの観測補助の実施日に月1回の頻度でのみ実施することとする。
- (3) 補助に必要な人数は、④の汀線測量を除く項目のみを実施する場合においては1名を想定しており、④の汀線測量も実施する場合においては2名を想定している。
- (4) ⑦のデータの入力及び⑧の試料の一次処理の補助については、調査職員が主として波崎海洋研究施設内において同一日に実施することから、別途データ整理等の必要はない。
- (5) ⑨の維持・管理作業において、簡易な作業が生じた場合には調査職員を補助するものとする。
- (6) 観測補助を実施する日の補助業務の開始時刻は午前9時30分を標準とする。
- (7) 観測補助の実施日において、受注者は波崎海洋研究施設の施設及び備品等を使用できるものとする。

#### 4-4 報告書作成

- (1) 受注者は、4-3で実施した内容について、作業日報を作成し、報告書にまとめるものとする。
- (2) 報告書の体裁については、調査職員の指示に従うものとする。

#### 4-5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。  
なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には、実施方法について協議を行うものとする。

### 5. 成果物

#### 5-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を「土木設計業務等の電子納品要領」(以下「要領」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出するものとする。

なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

- (3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

#### 5-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

#### 6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

#### 7. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

- (2) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。

- (3) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり他に使用したりしてはならない。

- (4) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

- (5) 本業務遂行過程では、調査職員と緊密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

以上

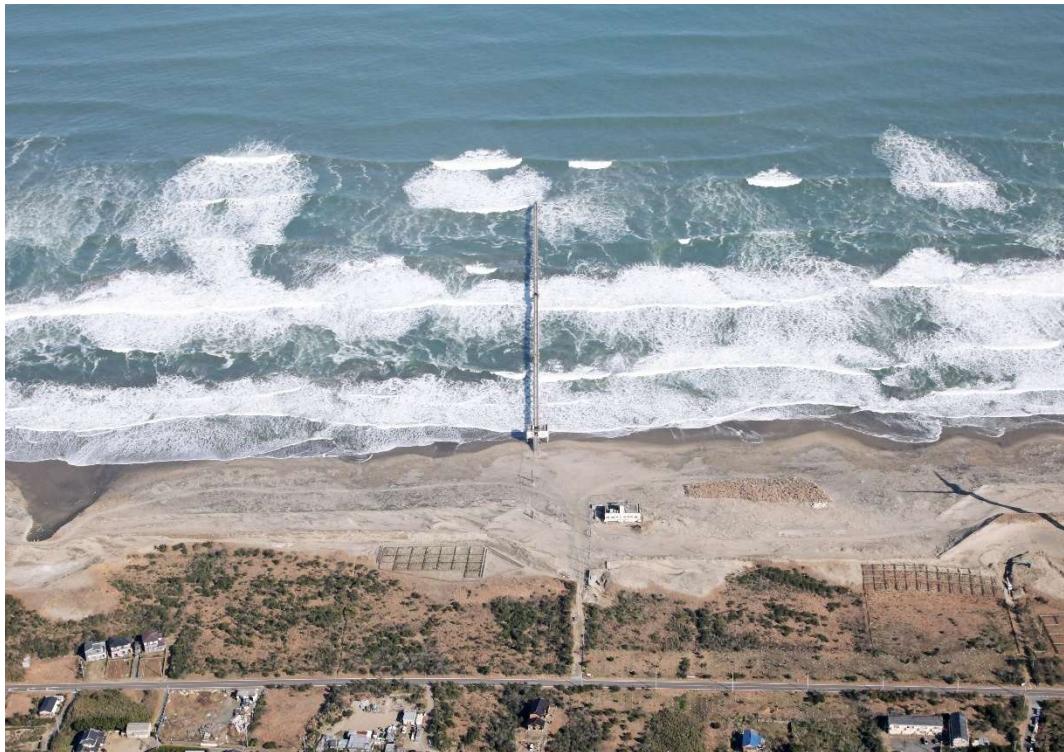


図-1. 波崎海洋研究施設（茨城県神栖市須田浜地先）。断面測量範囲は桟橋先端から陸上部までの 500 m 区間。汀線測量範囲は桟橋を中心に沿岸 200 m 区間（10 測線）。